

有効期限のご確認を

# 福祉医療費受給券の更新 (助成券)

現在、有効期限が平成18年7月31日となっている福祉医療費受給券・助成券をお持ちの方は、更新手続きが必要です。

## 老人保健医療受給者証の更新手続きについて

老人保健で医療を受けられたときに窓口で支払う費用(一部負担金)の負担区分(1割または2割)は、新たに平成17年中の所得額に基づき、平成18年8月1日から見直しをすることになっています。

平成17年中の課税所得が145万円以上の方および課税所得が145万円以上の70歳以上の方(65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む)と同一の世帯に属する方は、負担区分が2割になります。それ以外の方は、負担区分が1割になります。

この見直しにより負担区分が変更になる方は、更新の手続きをし、新たな医療受給者証の交付を受けていただくことになります。

更新時には次の物がが必要です。

- ・老人医療受給者証 ・健康保険証
- ・通知書

なお、負担区分に変更のない方は、現在お使いの医療受給者証を引き続きご使用いただけます(更新はありません)。

### 【手続き期間】

7月19日(水)～31日(月)  
8:30～17:15(土・日を除く)

### 【場 所】

各支所 総合窓口課

\* 該当の方へは7月中旬に個人あてに通知しますので更新の手続きをしてください。なお、通知のない方で該当と思われる場合はお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

保険年金課 老保医療係  
☎65-0689 FAX63-4582

## 1. 福祉医療費受給券・助成券の更新手続き

### 給資格

それぞれ所得制限があります。

#### ● 重度心身障害者(児)

(65歳未満)

- ・身体障害者手帳1・2級を所持されている方
- ・知的障害の程度が重度の方
- ・身体障害者手帳3級で、かつ知的障害の程度が中度の方
- ・特別児童扶養手当1級支給対象児童の方
- ・身体障害者手帳3級で旧地域改善対策特別措置法に規定する地域に居住する方

- 母子・父子家庭(65歳未満)
- ・18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方及びその子

- ひとり暮らし寡婦 (65歳未満)
- ひとり暮らし高齢寡婦 (65～69歳)
- 配偶者のない女子で、かつ配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後その状態が継続すると見込まれる方

#### ● ひとり暮らし寡婦 (65歳未満)

#### ● ひとり暮らし高齢寡婦 (65～69歳)

- 配偶者のない女子で、かつ配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方で、かつ、ひとり暮らしの状態が1年以上続いており、今後その状態が継続すると見込まれる方
- 老人(65歳～69歳)
- 低所得老人
- ・本人、配偶者及び扶養義務者

#### ● 68・69歳老人

本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

#### ● 重度心身障害老人

(65歳以上)

- ・身体障害者手帳1・2級を所持されている方
- ・知的障害の程度が重度の方
- ・身体障害者手帳3級で、かつ、知的障害の程度が中度の方

## 2. 精神科通院医療費受給券・助成券の更新手続き

### 給資格

それぞれ所得制限があります。

### 持参する物

- 健康保険証
- 前住地の所得証明(平成18年1月2日以降に本市に転入された方)
- その他通知に明記されている物

- 重度精神障害者(児)(65歳未満)
- 重度精神障害老人(65歳以上)
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持されている方